

海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査基準

1 技術審査基準

(1) 施設及び設備

参入希望者は、技術審査を受けようとする「技術審査の区分」に応じて船舶の修繕に必要な次の「船台及び修繕ドック」、「クレーン」、「係船岸壁及び栈橋等」の諸設備を有すること。(借上げを含む)

[船台及び修繕ドック]

- ・入渠した船舶のプロペラ軸の抜き出しを行える十分な長さを有すること。
- ・舵軸の抜き出しができること。ただし、水中抜き出しでも可とする。
- ・巡視艇Ⅱ類(軽合金)の参入希望者で、引上げ船台を使用する者は専用架台を保有していること。

[クレーン]

- ・機関室主機関下の内底点検が不可能な船舶の修繕において、主機関の組立状態で吊上げが可能なクレーンを有すること。
- ・修繕において重量物の吊上げが可能なクレーンを有すること。
- ・主機関換装を行う船舶の修繕への参入希望者は、主機関を組立状態で吊上げが可能なクレーンを有すること。

[係船岸壁及び栈橋等]

- ・係船岸壁及び栈橋等は、修繕を行う船舶を係留したときに十分な余裕水深が確保されていること。また正常に係船索がとれること。
- ・対応可能な陸電等諸設備があること。
(係船岸壁等は短期臨時借用を含む。)
- ・主機関換装を伴う修繕にあつては、その主機関の搬送経路が確保されていること。

(2) 技術者及び技能者並びに修繕体制

①技術者の要件

技術審査を受けようとする「技術審査の区分」に応じて次に定める要件のいずれかに適合した技術者を別表1に掲げる人数以上雇用(臨時雇用を含む)していること。

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院、大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による旧専門学校(以下、「大学等」という。)において船舶、機械、電気等船舶修繕に関する学科を修得して卒業した後、船舶の修繕技術に関する3年以上の実務経験を有する者。

ロ 大学等において上記以外の工学に関する学科を修得して卒業した後、船舶の修繕技術に関する5年以上の実務経験を有する者。

ハ 大学等において工学以外の学科を修得して卒業した後、船舶の修繕技術に関する7年以上の実務経験を有する者。

ニ 上記イからハに掲げる者以外のものにあつては、船舶の修繕技術に関する15年以上の実務経験を有する者。

②技能者の要件

技術審査を受けようとする以下の区分に応じた要件に適合する技能者を1名以上雇用（臨時雇用を含む）していること。

イ 「技術審査の区分」の（鋼）の区分

鋼船の溶接技能者は、船舶構造規則（平成10年 運輸省令第16号）又は財団法人日本海事協会の鋼船規則に規定された技量試験に合格した者であって鋼製の船舶の製造又は修繕に関して3年以上の実務経験を有すること。

ロ 「技術審査の区分」の（軽合金）の区分

軽合金の溶接技能者は、財団法人日本海事協会の高速度船規則に規定された技量試験に合格した者又はJIS Z3811に基づき社団法人軽合金溶接構造協会が実施するアルミニウム溶接技術検定試験に合格した者であってアルミニウム合金製の船舶の製造又は修繕に関して3年以上の実務経験を有すること。

ハ 「技術審査の区分」の（FRP）の区分

FRP積層技能者は、FRP製の船舶の製造又は修繕整備に関して3年以上の実務経験を有すること。

③修繕体制の要件

技術者の指導のもとで、船舶の修繕を実施できる体制であること。ただし、外注し行うものについては、外注先を適正に管理できること。

(3) 品質管理体制

品質管理体制に関して次のいずれかに該当していること。

①船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条の2に基づく製造事業所の認定を受けていること。

②ISO9001 適合の認証を取得していること。

③次に掲げる事項につき、十分な体制を有していること（別添「品質等管理体制の考え方」を参照すること）。

イ 品質管理

ロ 工程管理

ハ 安全管理

ニ 官給品等管理

ホ 検査・記録

ヘ 不具合管理

ト 品質管理体制表

(4) 修繕実績

技術審査を受けようとする「技術審査の区分」に応じて別表2に掲げる修繕実績の基準に適合していること。また、船舶の修繕において特別の問題を生じていないこと。

(5) 守秘義務の要件

守秘義務については、社内規程等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。ただし、巡視船艇及び特殊警備救難艇以外の各船艇の技術審査を受けようとする者にあつては、この限りではない。

2 技術審査資料

技術審査資料は以下に従って提出すること。

なお、すでに取得した技術審査が有効な期間内に新たに変更が生じた場合には、変更が生じた技術審査資料のみを提出すること。

- (1) 技術審査を受けるための申請にあつては、様式1
- (2) 第1(1)「施設及び設備」については、様式2
- (3) 第1(2)「技術者及び技能者並びに修繕体制」については、様式3-1~3
- (4) 第1(3)「品質等管理体制」については、様式4
- (5) 第1(4)「修繕実績」については、様式5
- (6) 第1(5)「守秘義務の要件」については、守秘義務を履行できることを証明できる社内規程等の写し及び誓約書(巡視船艇及び警備艇に係る技術審査を受ける者に限る。)

別表 1 技術者の基準

技術審査を受けようとする船舶の区分に応じて下表に示す技術者数を雇用(臨時雇用を含む。)していること。

技術の審査区分	船舶の区分	技術者			
		船体部	機関部	電気・計器部	武器部
巡視船Ⅰ類甲(鋼)A	ヘリコプター2機搭載型巡視船				
巡視船Ⅰ類甲(鋼)B	ヘリコプター1機搭載型巡視船	1名	1名	1名	1名
	3500トン型巡視船				
	3000トン型巡視船				
	2000トン型巡視船				
巡視船Ⅰ類乙(鋼)	1000トン型巡視船(あそ型を除く)	1名	1名	1名	1名
巡視船Ⅰ類(軽合金)	1000トン型巡視船(あそ型に限る)	1名	1名	1名	1名
巡視船Ⅱ類(鋼)	500トン型巡視船	1名	1名		1名
	350トン型巡視船(とから型を除く)				
	180トン型巡視船(しもじ型に限る)				
巡視船Ⅱ類(軽合金)A	350トン型巡視船(とから型に限る)	1名	1名		1名
	180トン型巡視船(つるぎ型を含む、しもじ型を除く)				
巡視船Ⅱ類(軽合金)B	特130トン型巡視船				
巡視船Ⅱ類(消防船)(鋼)	消防船	1名		1名	
巡視艇Ⅱ類(軽合金)	35m型巡視艇(まつなみに限る)	1名		1名	1名
	30m型巡視艇(あそぎり型を除く)				
巡視艇Ⅲ類(鋼)	35m型巡視艇(まつなみを除く)		1名		1名
	30m型巡視艇(あそぎり型に限る)				
	23m型巡視艇				
	20m型巡視艇				
	18m型巡視艇				
特殊警備救難艇Ⅲ類(鋼)	放射能調査艇		1名		
特殊警備救難艇Ⅲ類(軽合金)	警備艇(はやてに限る)		1名		1名
測量船Ⅰ類	大型測量船	1名	1名	1名	
測量船Ⅱ類(鋼)	中型測量船	1名		1名	
測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)	27m型測量船		1名		
	20m型測量船				
	23m型灯台見回り船				
	17m型灯台見回り船				
測量船Ⅲ類(軽合金)	15m型灯台見回り船				
	10m型測量船				
特殊警備救難艇 実習艇Ⅲ類(FRP)	警備艇(らいでんに限る)		1名		
	監視取締艇				
	A型実習艇				
	C型実習艇				

注 武器部については、武器搭載船舶に限り、船体部、機関部、電気・計器部と兼任することができる。

別表2 船舶修繕実績の基準

技術審査を受けようとする船舶の区分に応じて過去3年間に下表に示す総トン数、船質の条件を満たす船舶の修繕について下表に示す隻数の実績を有していること。

技術審査の区分	船舶の区分	総トン数	船質	航行区域	隻数
巡視船Ⅰ類甲(鋼)A	ヘリコプター2機搭載型巡視船	700(1000)トン以上	鋼	遠洋	1
巡視船Ⅰ類甲(鋼)B	ヘリコプター1機搭載型巡視船				
	3500トン型巡視船				
	3000トン型巡視船				
	2000トン型巡視船				
巡視船Ⅰ類乙(鋼)	1000トン型巡視船(あそ型を除く)	80(140)トン以上	鋼	近海以上	1
巡視船Ⅰ類(軽合金)	1000トン型巡視船(あそ型に限る)	80(140)トン以上	軽合金	沿海以上	1(※2)
巡視船Ⅱ類(鋼)	500トン型巡視船	80(140)トン以上	鋼	近海以上	1
	350トン型巡視船(とから型を除く)				
	180トン型巡視船(しもじ型に限る)				
巡視船Ⅱ類(軽合金)A	350トン型巡視船(とから型に限る)	80(140)トン以上	軽合金	沿海以上	1
	180トン型巡視船(つるぎ型を含む、しもじ型を除く)				
巡視船Ⅱ類(軽合金)B	特130トン型巡視船				
巡視船Ⅱ類(消防船)(鋼)	消防船	-	鋼	沿海以上	1
巡視艇Ⅱ類(軽合金)	35m型巡視艇(まつなみに限る)	-	軽合金	沿海以上	1
	30m型巡視艇(あそぎり型を除く)				
巡視艇Ⅲ類(鋼)	35m型巡視艇(まつなみを除く)	-	鋼	沿海以上	1
	30m型巡視艇(あそぎり型に限る)				
	23m型巡視艇				
	20m型巡視艇				
	18m型巡視艇				
特殊警備救難艇Ⅲ類(鋼)	放射能調査艇	-	鋼	沿海以上	1
特殊警備救難艇Ⅲ類(軽合金)	警備艇(はやてに限る)	-	軽合金	沿海以上	1
測量船Ⅰ類(鋼)	大型測量船	700(1000)トン以上	鋼	遠洋	1
測量船Ⅱ類(鋼)	中型測量船	80(140)トン以上	鋼	近海以上	1
測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)	27m型測量船	-	鋼	沿海以上	1
	23m型灯台見回り船				
	17m型灯台見回り船				
	15m型灯台見回り船				
測量船Ⅲ類(軽合金)	10m型測量船	-	軽合金	沿海以上	1
特殊警備救難艇 実習艇Ⅲ類(FRP)	警備艇(らいでんに限る)	-	FRP	沿海以上	1
	監視取締艇				
	A型実習艇				
	C型実習艇				

※1 総トン数の欄中、()外は新トン数、()内は旧トン数、「-」は条件なしを示す。

※2 技術審査の区分の各Ⅰ類及び各Ⅱ類の船舶修繕実績には当分の間、各区分の新造船建造実績を含めることができる。

また、当分の間、巡視船Ⅰ類(軽合金)の船舶修繕実績には350トン型巡視船(とから型に限る)及び180トン型巡視船の修繕実績を含めることができる。

※3 巡視艇Ⅲ類(鋼)、巡視艇Ⅲ類(軽合金)、巡視艇・特殊警備救難艇Ⅲ類(鋼)、特殊警備救難艇Ⅲ類(軽合金)、放射能調査艇Ⅲ類(軽合金)、測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)、測量船Ⅲ類(軽合金)及び特殊警備救難艇・灯台見回り船・実習艇Ⅲ類(FRP)の船舶修繕実績には第1種、第2種及び第3種漁船の修繕実績を含めることができる。